

八 社長令因以ラ取時辞職ヤシムルコト  
九 争議ニ因テ犠牲者ヲ山カシムルコト  
一〇 争議中ノ日給金額支給

右要求候也

昭和五年八月二十日

康文社争議 團  
東京出版部 組

康文社長 吉原貞三殿

(別記三)

牛込區民諸君ト訴カ!

區民諸君! 社運如何故に康文社に村トテ争議ヲ起シテ有るか故同そくぞと

一 悪者僅通う会社の庄迫と義理も人情もなし敵首!

最近何故行も皆切り入時間制を考を固く考ります、其共昔、朝之時ならず迄の五時迄も十時迄も  
皆切を強とせる事、その中、金庫時間と休憩時間から多少は時間外の手取りを考へ、その工場に  
は申談的なるまま客が数へる外も考へ、後で建物のせり拂は白を、インキや紙料も大換氣設備  
の工場をたき酒して有ります、若し和共の建物は非常と考へて休まなればならぬ、其の不  
思議な診断言を山カシムルコト一日も欠けとも会社は正と異れ、休みの解雇下、一各通と早給は  
金とない、先月から米代に相当する苦勸を考とも考へられた、又臨時雇の者を多く使して  
土間毎に契約を切し、便衣係除き掛金や賃工税を考も考へ、その考は解  
雇者大を出し、紛議を起した建物の力に考へて警備の力を備へ、三名の解雇を考へ、合  
絶村解雇したと言明し、其の如く八月十六日に考へ敵首した事、  
區民諸君! 和共百元以上欺るる事を出来ませぬ、直ぐに和共は会社に村と考へ不  
考も考へ、若し復讐憤慨を考へ、考へ何と考へ、任打と考へ、嘆歎考へ、八名